

非常変災時等の措置について

本市では、自然災害などの発生により、警報等が発令された時の緊急措置とし、以下のように対応することになっております。

安全確保につきまして、ご理解いただきますようよろしくお願い申しあげます。

○臨時休業措置の措置基準及び対応

●臨時休業措置の措置基準

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、校園長は学校園を臨時休業措置とすること。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校園時の安全が確保できない事態の発生その他学校園周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により臨時休業措置とすることができます。

※生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に共通理解を図っておいてください。